

職員の懲戒処分について

本学職員による建造物侵入行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので発表いたします。

1. 被処分職員の所属・役職等

教育・学生支援室 学務グループ サブリーダー（男性 50歳）

2. 処分の年月日

平成25年6月25日（火）

3. 処分の内容

懲戒処分：停職3月

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、平成25年5月2日、高松市内のレストランにおいて、男女兼用トイレに盗撮目的で侵入し、小型カメラを設置したとして、平成25年5月22日に高松北警察署に逮捕された。その後、平成25年6月12日に高松区検察庁から建造物侵入罪で高松簡易裁判所に略式起訴され、同日、罰金10万円の略式命令を受け、即日納付し、釈放された。

5. 処分の理由

本事案については、勤務外であったこと、略式起訴処分となったことなどを考慮しても、この度の行為は、大学の職員として、大学法人の名誉及び信用を著しく損なうものであるため。

6. 処分の経緯

平成25年5月22日 高松北署が逮捕

平成25年6月12日 建造物侵入罪で略式起訴、罰金10万円の略式命令

平成25年6月21日 人事審査委員会で処分案を決定

平成25年6月25日 学長裁定により処分を決定

7. その他

職員から平成25年6月25日付け退職届が提出され、同日付けで受理した。

◇ 処分の公表に際して〔労務担当理事 高木健一郎〕

この度の事件につきましては、職員の私的な行為とはいえ、学生諸氏や本学を支援頂いている地域の皆様に対する信頼を失墜させるものであり、心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、服務規律の一層の徹底を図り、信頼回復に努め、二度とこのような事態を招くことのないよう、役職員一同、より一層努力してまいります。

以上

➤ 問い合わせ先

香川大学 広報室 落合・矢野

TEL : 087-832-1027 FAX : 087-832-1115

E-mail : jyohosen@jim.ao.kagawa-u.ac.jp